

○ 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第六条 法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定</p> <p>三 定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であつて、当該農水産業協同組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項</p> <p>（優先出資者総会参考書類の記載の特則）</p> <p>第二十八条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げ</p>	<p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であつて、当該農水産業協同組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第十条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項</p> <p>（優先出資者総会参考書類の記載の特則）</p> <p>第二十八条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げ</p>

るものを除く。)に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置(第七条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

〔一〕三 略〕

〔2・3 略〕

(議決権行使書面)

第二十九条 〔略〕

2 〔略〕

3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、書面による招集通知の发出に代えて電磁的方法により通知を発することについての承諾をした優先出資者の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項(当該優先出資者に係る事項に限る。以

るものを除く。)に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置(第七条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

〔一〕三 同上〕

〔2・3 同上〕

(議決権行使書面)

第二十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

下この項において同じ。)に係る情報について電子提供措置をとることとする旨の定めがあるときは、農水産業協同組合は、当該承諾をした優先出資者の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該優先出資者に対して、法第四十条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5 「略」

(電子提供措置)

第三十条の二 法第四十条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第七条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

(電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項)

第三十条の三 法第四十条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子

3・4 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第三十条の四 法第四十条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)とする。

一 議案

二 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につき法第四十条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を加える。」